厚生労働省愛知労働局

Press Release

令和元年１１月２８日（木）
【照会先】
労働基準部安全課
安　全　課　長　　西田　吉治
主任安全専門官　　濵田　　勉
電　話　　052(972)0255

報道関係者　各位

年末の労働災害をなくし「その先の新年（はる）へ」

～　「年末安全衛生推進運動」期間中に労働局幹部のパトロールを実施　～

愛知労働局（局長 木原亜紀生）は、年末の慌ただしい時期を迎えるにあたり、働く仲間が誰一人ケガをすることなく明るい新年を迎えられるよう、「無災害 みんなで迎える 明るい新年」をスローガンに実施要綱のとおり「令和元年度 職場の年末安全衛生推進運動」を実施します。

また、期間初日（開庁日）にあたる１２月２日には、愛知労働局長が自ら建設現場のパトロールを実施することとしており、その現場を公開します。

記

１　日　　時

令和元年 12 月２日（月）　午前 10 時 00 分から 11 時 20 分まで

２　パトロール場所

工事名称：名古屋テレビ塔全体改修工事

所 在 地：名古屋市中区錦三丁目６番１５号先

３　パトロール実施者

愛知労働局、名古屋北労働基準監督署

建設業労働災害防止協会愛知県支部

愛知労働局長建設工事現場パトロール取材要領

1　日時と集合場所等

(1)　日　　時

令和元年 12 月２日（月）

午前 10 時 00 分から 11 時 30 分（パトロールは 11 時 20 分で終了）

悪天候による中止の場合、当日の 8 時 30 分以降に愛知労働局から連絡をさせていただきます。

(2)　集合場所

工事現場西ゲート（別添２をご参照ください。）

現場に駐車場はありません。

２　パトロール取材の具体的な行程

(1)　10 時 00 分～10 時 15 分

取材受付及び取材留意点の説明

保護帽（ヘルメット）を持参されなかった方には、保護帽の貸出し（無償）を行います。

(2)　10 時 17 分

公開開始

①　朝礼広場において愛知労働局長による激励あいさつ

②　建設業労働災害防止協会愛知県支部・分会による鉢植えの贈呈

（贈呈する鉢植えはキンギアナム。花言葉は「安全」）

③　株式会社竹中工務店による安全衛生決意表明

(3)　10 時 30 分

名古屋テレビ塔のパトロールを開始（パトロールは 11 時 00 分まで）

現場事務所に戻り、結果講評の後、報道関係者の方は 11 時 20 分から愛知労働局および株式会社竹中工務店の職員が質問に対応させていただきます。

(4)　11 時 30 分

取材対応を終了

安全確保の観点から、退場の確認をさせていただきます。

３　取材に当たっての注意事項

(1)　上着は長袖とし、靴は安全靴または運動靴等の歩きやすい靴としてください。

ハイヒールやサンダルなどの履物は安全確保の観点からご遠慮ください。

(2)　保護帽（ヘルメット）の持参をお願いします。

当日取材受付の際に貸出し(無償)しますので、取材中は着用をお願いします。

(3)　取材には愛知労働局と株式会社竹中工務店の担当者が同行（以下「同行担当者」といいます。）し、ご質問等に対応させていただきます。

安全確保の観点から先導させていただきますのでご協力をお願いします。

(4)　写真撮影等は同行担当者の確認を受けてから撮影してください。

４　取材希望連絡について

現場の受入体制調整のため、11 月 29 日（金）午後 5 時 15 分までに、別添１「取材連絡票」による連絡をお願いします。

なお、ご不明な点がございましたら担当までお問い合わせ下さい。

（担当：労働基準部安全課　久住　　電話番号　052-972-0255）

（別添１）

愛知労働局　安全課　あて

FAX 052-972-8574

取　材　連　絡　票

（１２月２日の愛知労働局長パトロール）

①　報道機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②　取　材にこられる人数 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 人

③　保護帽（ヘルメット）の貸し出し希望の有無

有（個数）　　無

そのほか、連絡事項、要望事項

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご担当者　連絡先

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（別添２）

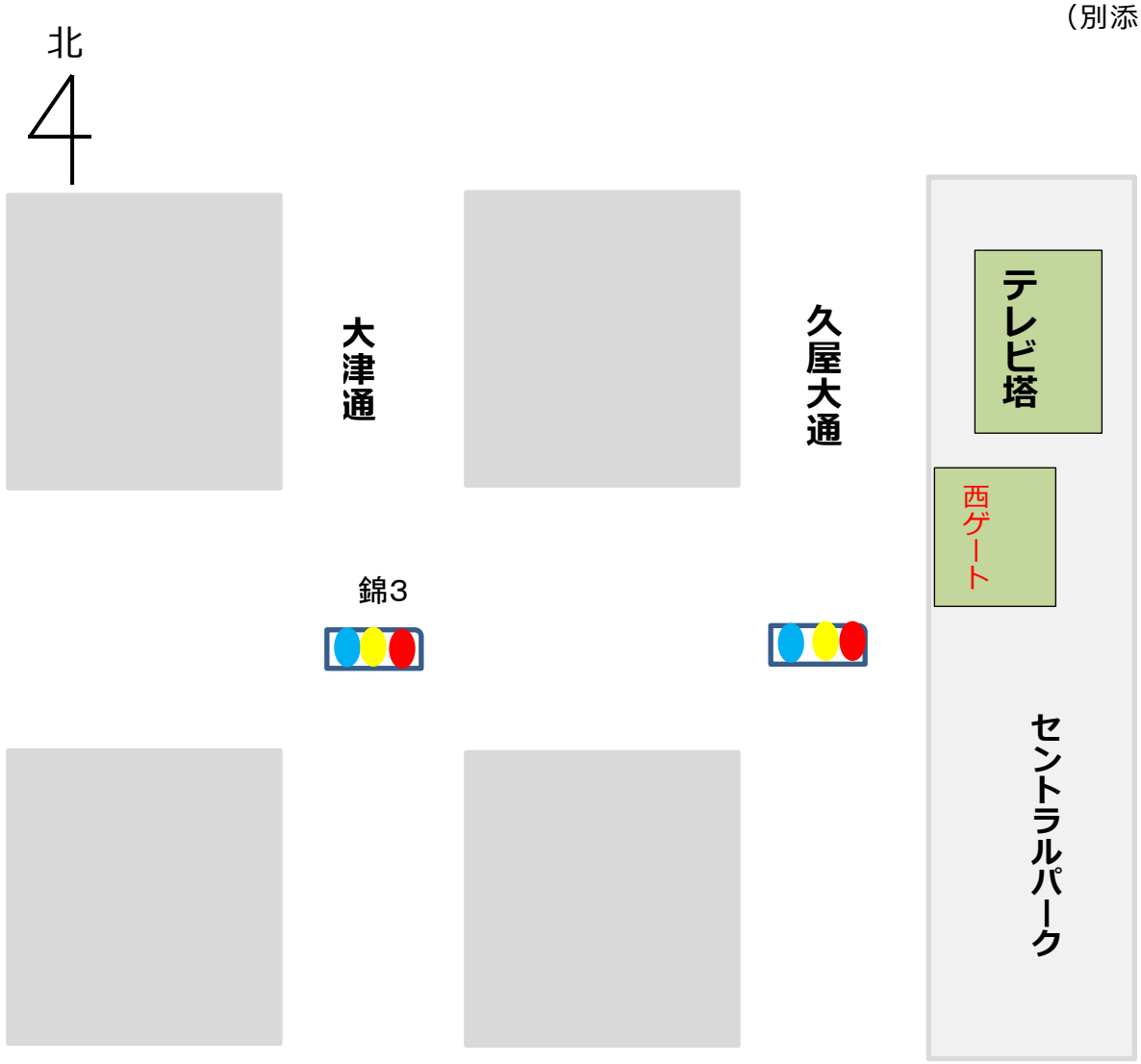

工事概要

工 事 名	名古屋テレビ塔全体改修工事
工事場所	名古屋市中区錦三丁目６番１５号先
発 注 者	名古屋テレビ塔株式会社
施 工 者	株式会社竹中工務店名古屋支店
工事期間	2018 年 12 月 1 日～2020 年 6 月 30 日
工事内容	名古屋テレビ塔の免震化工事及びこれに伴うエレベーター棟の増築工事 商業施設のための内装リニューアル

パトロール当日の工事概況

① テレビ塔基礎の免振装置の据付

② 内部耐火被覆工事

③ エレベーター棟の躯体工事

令和元年度　職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局・管下労働基準監督署

1　趣　　旨

愛知労働局管内の死亡又は休業 4 日以上の労働災害は長期的には減少傾向にありますが、平成 28 年以降、3 年連続で増加しています。本年 9 月末時点における死亡又は休業 4 日以上の災害発生件数は 4,418 件（前年同期比 2.6%減少）であり、うち 31 名の方は亡くなられています（前年同期と同数）。

労働災害を防止するためには、現場や作業の実態と関わる危なさを把握し、事業者が「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守る、日々の「管理」が必要です。

愛知労働局、管下労働基準監督署は、年末の慌ただしい時期を迎えるにあたり、働く仲間が誰一人ケガをすることなく明るい新年を迎えられるよう、本来の「管理」に今一度立ち戻ることを提唱し、「令和元年度 職場の年末安全衛生推進運動」を実施します。

2　スローガン　:「 無災害　みんなで迎える　明るい新年 」

3　実 施 期 間　：　令和元年 12 月 1 日　～　令和元年 12 月 31 日

4　主　唱　者　：　愛知労働局、管下労働基準監督署

5　協　賛　者　：　中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、(独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、㈶安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、㈳愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、㈳建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、㈳日本ボイラ協会愛知支部、㈳日本クレーン協会東海支部、日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部

6　主唱者及び協賛者の実施事項

(1) 局署及び労働災害防止団体の合同パトロール

(2) 本運動の周知による管内事業場の安全衛生意識の啓発

7　事業場における実施事項

(1) 事業者の実施事項

○ 現場や作業の実態と関わる危なさの把握

○ 守るべき「基本」を定め労働者への徹底を図る

(2) 労働者の実施事項

○ 定められた基本動作の遵守

事業者の皆さま・守るべき「基本」を決めていますか？

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？
  臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 階段に手すりを設置していますか？
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
  - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
  - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
  - ・どのように待つか決めていますか？
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

労働者の皆さま・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守りましょう
- 決められた通路を歩きましょう
- 階段では手すりを持ちましょう
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう

本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。
  愛知労働局、管下労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱しています。

危なさと向きあおう

無災害
みんなで迎える
明るい新年

職場の年末安全衛生推進運動

運動期間：2019年12月1日～31日

あたりまえの「行ってきます」と
あたりまえの「ただいま」
どんなに慌ただしくても、あたりまえは変わらない
だから私たちは、危なさと向きあう

その先の新年（はる）へ

愛知労働局 Aichi Labour Bureau 危なさと向きあおう & Labour Standards Inspection Office 労働基準監督署

事業者の皆さま・守るべき「基本」を決めていますか？

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？
  臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 階段に手すりを設置していますか？
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
  - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
  - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
  - ・どのように待つか決めていますか？
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

労働者の皆さま・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守りましょう
- 決められた通路を歩きましょう
- 階段では手すりを持ちましょう
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう

本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。
  愛知労働局、管下労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱しています。

危なさと向きあおう